

令和 8 年 2 月 18 日 招集
議 案
草加市議会 2 月 定例会

議案目次

第26号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について… 1

第26号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年2月18日提出

草加市長瀬戸百合子

提 案 理 由

令和7年人事院勧告に鑑み、初任給調整手当及び通勤手当の拡充等を行う必要を認めた。
これがこの条例案を提出する理由である。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和29年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「初任給調整手当」の次に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)」を加える。

第7条の2の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給調整手当)」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第7条の3 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあっては、規則で定める額)並びにこれに第9条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に12を乗じ、その額を草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間に規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、草加市公契約基本条例(平成26年条例第21号)第12条に規定する労働賃金基準額(規則で定める公契約に適用される労働賃金基準額に限る。次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条の3第1項第1号中「この項及び次項において「交通機関等」を「この条において「交通機関等」に改め、同条第2項第1号中「相当する額」の次に「（第4項において「運賃等相当額」という。）」を加え、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「最初の月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第16条中「及びこれに対する地域手当の月額」を「並びにこれに対する地域手当及び第二種初任給調整手当の月額」に改める。

（草加市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 草加市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「初任給調整手当」の次に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第13条の見出しを削り、同条の前に見出として「（フルタイム会計年度任用職員

の初任給調整手当)」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第13条の2 フルタイム会計年度任用職員には、給与条例第7条の3の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員の例により、第二種初任給調整手当を支給する。

第14条中「及びこれに対する地域手当の月額」を「並びにこれに対する地域手当及び第二種初任給調整手当の月額」に改める。

第19条第1項中「及び第28条に規定する初任給調整手当に相当する報酬」を「、第28条に規定する第一種初任給調整手当に相当する報酬及び第28条の2に規定する第二種初任給調整手当に相当する報酬」に改める。

第28条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(パートタイム会計年度任用職員の初任給調整手当に相当する報酬)」を付し、同条中「初任給調整手当を」を「第一種初任給調整手当を」に、「初任給調整手当に相当する報酬」を「第一種初任給調整手当に相当する報酬」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第28条の2 新たに採用されたパートタイム会計年度任用職員であって、採用の日ににおいて、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額(以下この条において「特定額」という。)が、草加市公契約基本条例(平成26年条例第21号)第12条に規定する労働賃金基準額(規則で定める公契約に適用される労働賃金基準額に限る。以下この条において「基準額」という。)を下回るパートタイム会計年度任用職員には、採用の日から規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当に相当する報酬を支給する。

(1) 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第20条第1項に規定する報酬額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の月額の合計額に12を乗じ、その額を38.75に52を乗じた時間から38.75を5で除して得た時間に規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額に、38.75をパートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間で除したものに乗じて得た額

(2) 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第20条第2項に規定する報酬額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の日額の合計額をパートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第20条第3項に規定す

る報酬額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の時間額の合計額

2 第二種初任給調整手当に相当する報酬の額は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額

(2) 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を日額に換算した額

(3) 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 基準額と特定額との差額

3 第1項の規定の適用を受けるパートタイム会計年度任用職員以外のパートタイム会計年度任用職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当に相当する報酬を支給されるパートタイム会計年度任用職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当に相当する報酬を支給する。

第29条第1号中「及びこれに対する地域手当に相当する報酬の月額」を「並びにこれに対する地域手当に相当する報酬及び第二種初任給調整手当に相当する報酬の月額」に改め、同条第2号中「及びこれに対する地域手当に相当する報酬の日額」を「並びにこれに対する地域手当に相当する報酬及び第二種初任給調整手当に相当する報酬の日額」に改め、同条第3号中「及びこれに対する地域手当に相当する報酬の時間額」を「並びにこれに対する地域手当に相当する報酬及び第二種初任給調整手当に相当する報酬の時間額」に改める。

第34条第2項中「第6項」を「第8項」に改める。

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和37年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第5条中「宿日直手当」の次に「、初任給調整手当（第二種初任給調整手当に限る。）」を加える。

(草加市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 草加市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「初任給調整手当」の次に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任

給調整手当をいう。）」を加える。

第5条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第5条の2 第二種初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員が受けるべき給料及び地域手当の額について市長が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、草加市公契約基本条例（平成26年条例第21号）第12条に規定する労働賃金基準額（規程で定める公契約に適用される労働賃金基準額に限る。）を下回るものに対して支給する。

2 前項の規定による第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が定める職員には、同項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

第17条中「給料」の次に「、初任給調整手当（第二種初任給調整手当に限る。）」を加える。

（草加市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第5条 草加市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「初任給調整手当」の次に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第5条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第5条の2 第二種初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員が受けるべき給料及び地域手当の額について管理者が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、草加市公契約基本条例（平成26年条例第21号）第12条に規定する労働賃金基準額（規程で定める公契約に適用される労働賃金基準額に限る。）を下回るものに対して支給する。

2 前項の規定による第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

第20条中「初任給調整手当」の次に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（草加市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

2 草加市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第12条中「第5条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（以下この条において「新派遣条例」という。）」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「新派遣条例」を「同条例」に改める。

附則第13条中「第7条の規定による改正後の草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下この条において「新勤務時間条例」という。）」を「草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」に、「新勤務時間条例」を「同条例」に改める。

附則第14条を次のように改める。

第14条 削除

附則第15条中「第9条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）」を「職員の給与に関する条例」に改める。

附則第16条中「改正後の給与条例」を「職員の給与に関する条例」に、「職員の給与に関する条例第3条第1項」を「同条例第3条第1項」に改める。

附則第18条中「改正後の給与条例」を「職員の給与に関する条例」に改める。

附則第19条中「改正後の給与条例第18条第3項」を「職員の給与に関する条例第7条の3第1項及び第18条第3項」に改める。

附則第20条中「改正後の給与条例」を「職員の給与に関する条例」に改める。

附則第21条中「並びに改正後の給与条例第4条第3項」を削る。

附則第23条中「第10条の規定による改正後の草加市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下この条において「新特殊勤務手当条例」という。）第10条に規定する」を削り、「新特殊勤務手当条例」を「草加市職員の特殊勤務手当に関する条例第10条第1項」に改める。

附則第24条中「第11条の規定による改正後の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下この条において「新現業職員の給与の種類と基準条例」という。）第3条の2に規定する」を削り、「新現業職員の給与の種類と基準条例」を「現業職員の給与の種類及び基準に関する条例第3条の2第1号」に改める。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の新旧対照表

(職員の給与に関する条例の一部改正)

旧	新
(給料)	(給料)
第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、管理職特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。	第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、初任給調整手当（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、管理職特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

2 条文略

(初任給調整手当)

第7条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあっては、採用後10年を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1) 条文略

(2) 条文略

(初任給調整手当)

第7条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあっては、採用後10年を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、第一種初任給調整手当として支給する。

(1) 条文略

(2) 条文略

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との均衡上必要があると認められることは、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当支給に関し必要な事項は、市長が定める。

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との均衡上必要があると認められることは、同項の規定に準じて、第一種初任給調整手当を支給する職員には、同項の規定により第一種初任給調整手当を支給される職員には、同項の規定に準じて、第一種初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により第一種初任給調整手当を支給される職員の範囲、第一種初任給調整手当の支給期間及び支給額その他第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

第7条の3 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額）並びにこれに第9条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に關する条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間に規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、草加市公契約基本条例（平成26年条例第21号）第12条に規定する労働賃金基準額（規則で定める公契約に適用される労働賃金基準額に限る。次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの

間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののはか、第二種初任給調整手当の支給に關し必要な事項は、規則で定める。

(通勤手当)

第9条の3 条文略

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」といふ。）を利用して、その運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」といふ。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤するところが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 条文略

(3) 条文略

2 条文略

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した、当該職員の支給単位期間の通勤に要する

する運賃等の額に相当する額

する運賃等の額に相当する額（第4項において「運賃等相当額」という。）

(2) 条文略
(3) 条文略

(2) 条文略
(3) 条文略

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用するし、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

5 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給す

る。

4 条文略

この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1月）をいう。

6 条文略

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第16条 第12条、第14条、第15条、次条及び第17条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じた時間から同項に規定する勤務時間に52を乗じた時間で除して得た額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第1項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする。

ることが困難な場合として規則で定める場合には、その翌月）の規則で定める日に支給する。

6 条文略

この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1月）をいう。

8 条文略

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第16条 第12条、第14条、第15条、次条及び第17条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額並びにこれに対する地域手当及び第二種初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じた時間から同項に規定する勤務時間を52を乗じた時間で除して得た額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間に同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする。

（草加市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

日

（給与）

新

第2条 条文略

(1) 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当

(2) 条文略

2 条文略

3 条文略

（フルタイム会計年度任用職員の初任給調整手当）

第13条 フルタイム会計年度任用職員には、給与条例第7条の2の規定により初任給調整手当を支給される職員の例により、初任給調整手当を支給する。

（フルタイム会計年度任用職員には、給与条例第7条の3の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員の例により、第二種初任給調整手当を支給する。

（フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出）

第14条 第9条から第11条まで及び次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当及び第二種初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じた時間から38.75を5で除して得た時間に規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の額）

第2条 条文略

(1) 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、初任給調整手当（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）、期末手当及び勤勉手当

(2) 条文略

2 条文略

3 条文略

（フルタイム会計年度任用職員の初任給調整手当）

第13条 フルタイム会計年度任用職員には、給与条例第7条の2の規定により第一種初任給調整手当を支給される職員の例により、第一種初任給調整手当を支給する。

第13条の2 フルタイム会計年度任用職員には、給与条例第7条の3の規定により第一種初任給調整手当を支給する職員の例により、第一種初任給調整手当を支給する。

（フルタイム会計年度任用職員には、給与条例第7条の3の規定により第二種初任給調整手当を支給する。）

（フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出）

第14条 第9条から第11条まで及び次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当及び第二種初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を38.75に52を乗じた時間から38.75を5で除して得た時間に規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の額）

第19条 パートタイム会計年度任用職員の報酬（第22条第1項に規定する地域手当に相当する報酬、第23条第1項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬、第24条第1項に規定する時間外勤務手当に相当する休日勤務手当に相当する報酬、第25条に規定する報酬、第26条に規定する夜間勤務手当に相当する報酬、第27条に規定する宿日直手当に相当する報酬及び第28条に規定する初任給調整手当に相当する報酬（以下これらを総称して「諸手当相当報酬」という。）を含まないものをいう。以下この条から第21条までにおいて同じ。）の額は、月額、日額又は時間額で定めるものとし、別表に掲げる職種に応じ、同表額の種別の欄に掲げる月額、日額又は時間額を超えない範囲内において、次条に定めるところにより、任命権者が決定するものとする。

第19条 パートタイム会計年度任用職員の報酬（第22条第1項に規定する地域手当に相当する報酬、第23条第1項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬、第24条第1項に規定する時間外勤務手当に相当する休日勤務手当に相当する報酬、第25条に規定する報酬、第26条に規定する夜間勤務手当に相当する報酬、第27条に規定する宿日直手当に相当する報酬、第28条に規定する第一種初任給調整手当に相当する報酬及び第28条の2に規定する第二種初任給調整手当に相当する報酬（以下これらを総称して「諸手当相当報酬」という。）を含まないものをいう。以下この条から第21条までにおいて同じ。）の額は、月額、日額又は時間額で定めるものとし、別表に掲げる職種に応じ、同表額の種別の欄に掲げる月額、日額又は時間額を超えない範囲内において、次条に定めるところにより、任命権者が決定するものとする。

2 条文略
()
4 条文略
(パートタイム会計年度任用職員の初任給調整手当に相当する報酬)
第28条 パートタイム会計年度任用職員には、給与条例第7条の2の規定により初任給調整手当を支給される職員の例により、初任給調整手当に相当する報酬を支給する。
第28条の2 新たに採用されたパートタイム会計年度任用職員であって、採用の日において、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額（以下この条

<p>において「特定額」という。)が、草加市公契約基本条例(平成26年条例第21号)第12条に規定する労働賃金基準額(規則で定める公契約に適用される労働賃金基準額に限る。以下この条において「基準額」という。)を下回るパートタイム会計年度任用職員には、採用の日から規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当に相当する報酬を支給する。</p> <p>(1) 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第20条第1項に規定する報酬額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の月額の合計額に12を乗じ、その額を38.75に52を乗じた時間から38.75を5で除して得た時間に規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額に、38.75をパートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間で除したものと乗じて得た額</p> <p>(2) 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第20条第2項に規定する報酬額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の日額の合計額をパートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額</p> <p>(3) 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第20条第3項に規定する報酬額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の時間額の合計額</p> <p>2 第二種初任給調整手当に相当する報酬の額は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 規則で定めることにより基準額と特定額との差額を月額に換算</p>

<p><u>した額</u></p> <p>(2) 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 規則 で定めることろにより基準額と特定額との差額を日額に換算 した額</p> <p>(3) 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 基 準額と特定額との差額</p>	<p>3 第1項の規定の適用を受けるパートタイム会計年度任用職員 以外のパートタイム会計年度任用職員で、同項の規定により第二 種初任給調整手当に相当する報酬を支給されるパートタイム会 計年度任用職員との権衡上必要があると認められるものとして 規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規 定に準じて、第二種初任給調整手当に相当する報酬を支給する。</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額 の算出)</p> <p>第29条 条文略</p> <p>(1) 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第2 0条第1項に規定する報酬額並びにこれに対する地域手当に 相当する報酬及び第二種初任給調整手当に相当する報酬の月 額の合計額に12を乗じ、その額を38.75 に52を乗じた時間から38.75を5で除して得た時間に規 則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額 に、38.75をパートタイム会計年度任用職員について定め られた1週間当たりの勤務時間で除したものと乗じて得た額 たりの勤務時間で除したものと乗じて得た額</p> <p>(2) 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第2 0条第2項に規定する報酬額並びにこれに対する地域手当に 相当する報酬及び第二種初任給調整手当に相当する報酬の月 額の合計額に12を乗じ、その額を38.75 に52を乗じた時間から38.75を5で除して得た時間に規 則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額 に、38.75をパートタイム会計年度任用職員について定め られた1週間当たりの勤務時間で除したものと乗じて得た額 たりの勤務時間で除したものと乗じて得た額</p>
--	---

<p><u>当する報酬の日額の合計額をパートタイム会計年度任用職員について定めた額にについて定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額</u></p> <p>(3) 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第20条第3項に規定する報酬額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の時間額の合計額</p>	
<p>(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)</p> <p>第34条 条文略</p> <p>2 パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納については、給与条例第9条の3第2項から第6項までの規定を準用する。</p>	
<p>(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)</p>	

<p>（給与の種類及び基準）</p> <p>第3条 現業職員の給与は、給料、扶養手当、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>2 条文略</p> <p>（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第5条 現業職員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員であるものの給与は、第3条から前条までの規</p>	<p>（給与の種類及び基準）</p> <p>第3条 現業職員の給与は、給料、扶養手当、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、<u>初任給調整手当</u>（第二種初任給調整手当に限る。）、夜間勤務手当、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>2 条文略</p> <p>（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第5条 現業職員で地方公務員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員であるものの給与は、第3条から前条までの規</p>
--	---

定にかかわらず、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とし、現業職員及び草加市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第29号）の適用を受ける会計年度任用職員との権衡を考慮し、支給する。

定にかかわらず、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、初任給調整手当（第二種初任給調整手当に限る。）、期末手当及び勤勉手当とし、現業職員及び草加市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第29号）の適用を受ける会計年度任用職員との権衡を考慮し、支給する。

（草加市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

（給与の種類）		（給与の種類）	（給与の種類）
第2条	条文略	第2条	条文略
2	条文略	3	手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。
			（初任給調整手当）
第5条	初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。	第5条	第一種初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。
2	条文略	2	手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。
			（初任給調整手当）
第5条の2	第二種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員が受けるべき給料及び地域手当の額について市長が定めるとところにより計算した勤務1時間	第5条の2	第二種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員が受けるべき給料及び地域手当の額について市長が定めるとところにより計算した勤務1時間

<p>当たりの額が、草加市公契約基本条例（平成26年条例第21号）第12条に規定する労働賃金基準額（規程で定める公契約に適用される労働賃金基準額に限る。）を下回るものに対して支給する。</p> <p>2 前項の規定による第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が定める職員には、同項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。</p>
<p>（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第17条 水道事業企業職員で会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下この条において同じ。）であるものの給与は、第2条から前条までの規定にかかわらず、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、日直手当、期末手当及び勤勉手当とし、職員及び草加市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第29号）の適用を受ける会計年度任用職員との権衡を考慮し、支給する。</p>

（草加市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

（給与の種類）	旧	新
第2条 条文略	(給与の種類)	第2条 条文略
2 条文略	2 条文略	3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時

間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(初任給調整手当)

第5条 初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。

(初任給調整手当)

当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

第5条 第一種初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。

第5条の2 第二種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員が受けるべき給料及び地域手当の額について管理者が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、草加市公契約基本条例（平成26年条例第21号）第12条に規定する労働賃金基準額（規程で定める公契約に適用される労働賃金基準額に限る。）を下回るものに対して支給する。

2 前項の規定による第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

(会計年度任用職員の給与)

第20条 病院事業企業職員で会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下この条において同じ。）であるものの給与は、第2条から前条までの規定にかかわらず、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とし、職員及び草加市会計年

度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第29号）の適用を受ける会計年度任用職員との権衡を考慮し、支給する。

宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とし、職員及び草加市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第29号）の適用を受ける会計年度任用職員との権衡を考慮し、支給する。